

# 鳥取縣公報

昭和十八年六月十一日  
第千四百四十一號

金曜日

本書ノ大キサハ國定規格A5判

## 目次

### ○告 示

- 臨時種牡牛検査、役肉用牛登録審査、優良牛保留検査施行……………一頁
- 砂糖配給團体指定……………二頁
- 鳥取縣屑鹵鑑定規程制定……………二頁
- 被保險者證中無効……………八頁
- 彙 報
- 薬工品を縣營検査に……………九頁
- 大豆其の他雜穀等の増産計畫……………一一頁

## 告 示

### ◆鳥取縣告示第三百三號

臨時種牡牛検査、役肉用牛登録審査、優良牛保留検査左ノ通施行ス検査ヲ受ケントスル者ハ六月十四日迄ニ縣廳ニ到着スル様願書ヲ提出ス

昭和十八年六月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

検査場所	種牡牛検査、役肉用牛登録審査、優良牛保留検査	出場區域	検査時
西伯郡御來屋町	六月十六日	米子市一圓	同日
同郡法勝寺村	六月十七日		
同郡大津村	六月十八日		
同郡勝田町	六月十九日		

00041

日野郡溝口町	六月二十一日	日野郡一圓
同郡根雨町	同二十三日	同
同郡日野上村	同二十三日	同
氣高郡大正村	六月二十五日	氣高郡一圓
同郡正條村	同二十六日	同
鳥取市吉方	六月二十七日	鳥取市一圓
岩美郡浦富町	同二十八日	同
東伯郡倉吉町	七月十一日	東伯郡一圓
同郡浦安町	同十二日	同
同郡赤碕町	同十三日	同
八頭郡用ケ瀬町	七月十四日	八頭郡一圓
同郡船岡村	同十五日	同

當日前九時

鳥取縣告示第三百四號

砂糖配給統制規則第五條ノ規定ニ依リ左ノ通指定ス

昭和十八年六月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

天德學院

鳥取縣告示第三百五號

鳥取縣屑繭鑑定規程左ノ通定ム

昭和十八年六月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

鳥取縣屑繭鑑定規程

- 第一條 本縣ハ繭檢定所ニ於テ本規程ニ依リ屑繭ノ鑑定(以下鑑定ト稱ス)ヲ行フ
- 第二條 本規程ニ於テ屑繭トハ上繭ニ屬セザル選除繭(玉繭及繰糸ニ適セザル屑繭ヲ除ク)ヲ謂フ
- 第三條 鑑定ハ變質スルコトナク長期保管ヲ爲シ得ル程度ニ乾燥ヲ施シタル屑繭ノ各荷口ニ付之ヲ行フ
- 前項ノ場合ニ於ケル一荷口ノ數量ハ二〇六二五疋(五百五十貫)以下トス
- 第四條 鑑定ハ鑑定ヲ受クル屑繭ヲ日本蠶糸統制株式會社ニ賣渡ス者及其ノ屑繭ヲ日本蠶糸統制株式會社ヨリ買入ル、者ノ申請ニ依リ之ヲ行フ

00042

第五條 前條ノ申請ハ第一號様式ニ依リ鑑定申請書及鑑定供用繭ヲ繭檢定所ニ提出シテ之ヲ爲スベシ

第六條 鑑定供用繭ハ鑑定申請者共同シテ當該荷口ノ繭代金決定ノ基礎ト爲スベキ秤量ノ際荷口ノ各部分ニ互リ採取シ布製袋詰ト爲シ第二號様式ニ依ル標識(乙)ヲ挿入シ封印ヲ施シ之ニ第二號様式ニ依ル標識甲ヲ結附シ之ヲ提出スベシ

第七條 鑑定供用繭ハ其ノ數量一、二、三、五、七、三〇〇(匁)ノモノヲ提出スベシ

前項ノ鑑定供用繭ハ一荷口ヲ構成スル各袋又ハ各部分ヨリ豫備採取繭トシテ其ノ總量ガ前項鑑定供用繭數量ノ約四倍ノ數量トナル様採取シ之ヲ能ク混合シタルモノヨリ採取スルモノトス

第八條 左ニ掲グル場合ニ於テハ繭檢定所長ハ其ノ旨ヲ鑑定申請者ニ通知シ新ニ鑑定供用繭ヲ提出セシムルコトヲ得

一 鑑定供用繭ノ採取方法其ノ他ニ不正ノ廉アリト認めタルトキ

二 鑑定供用繭ノ數量其ノ他ニ瑕疵アリト認めタルトキ

三 鑑定供用繭ノ減失毀損其ノ他ノ事由ニ因リ鑑定ヲ爲スコト能ハザルニ至リタルトキ

二 鑑定供用繭ノ數量其ノ他ニ瑕疵アリト認めタルトキ

三 鑑定供用繭ノ減失毀損其ノ他ノ事由ニ因リ鑑定ヲ爲スコト能ハザルニ至リタルトキ

鑑定申請者前項ノ規定ニ依リ新ニ提出ヲ命ゼラレタル鑑定供用繭ヲ提出スルコト能ハザル場合ニ於テハ事由ヲ具シ遲滞ナク其ノ旨ヲ繭檢定所長ニ届出ツベシ

鑑定申請者ハ第一項第一號ニ該當スル場合ヲ除キ前項ノ届出ト同時ニ第十二條ノ規定ニ依ル鑑定ノ申請ヲ爲スコトヲ得

繭檢定所長前項ノ申請ヲ受ケタルトキハ當該供用繭ニ付其ノ瑕疵、減失又ハ毀損ノ程度ヲ審査シ其ノ輕微ナル場合ニ限り第十二條ノ規定ニ依ル鑑定ヲ行フコトヲ得

第九條 鑑定ハ左ニ掲グル項目ニ付之ヲ行フ

- 一 繰 糸 量
- 二 生糸量歩合
- 三 揚繭粒數

第十條 鑑定ハ目的織度二十八「デニール」トシテ之ヲ行フ

第十一條 第九條各號ノ項目ニ付テノ鑑定ハ鑑定供用繭ノ三分ノ二ノ數量ヲ繰糸供用繭トシ煮繭シタル後巻取速度一分間二百米ニ緒繰ノ繰糸鑑定ヲ以テ左ニ掲グル所ニ依リ之ヲ行フ但シ解舒不良ナリト認ムルトキハ一緒ヲ減ジ繰糸スルコトヲ得

一 繰糸量

繰糸供用繭全部ヲ繰糸シテ得タル生糸ノ正量(匁)ヲ繰糸ニ要シタル時間ヲ以テ除シ一時間ニ對スル繰糸量(匁)ヲ算出シ其ノ成績ヲ表ス

二 生糸量歩合

繰糸供用繭全部ヲ繰糸シテ得タル生糸ノ正量(匁)ヲ〇・七五匁ヲ以テ除シ百分比例ヲ以テ其ノ成績ヲ表ス

三 揚繭粒數

繰糸供用繭全部ニ付繰糸ニ際シ揚繭ト爲リタルモノノ粒數ヲ以テ其ノ成績ヲ表ス

第十二條 第八條第三項ノ規定ニ依ル申請アリタル場合ニ於テハ鑑定ハ既ニ提出シタル鑑定供用繭ヨリ繭檢定所長正常ト認ムル屑繭ヲ採取シ第十一條ノ規定ニ準ジ之ヲ

行フ

前項ノ場合ニ於テハ第十四條ノ鑑定證中備考欄ニ鑑定供用繭ノ瑕疵減失又ハ毀損ノ事實ヲ記載スベシ

第十三條 鑑定ヲ爲シタル荷口繭ニハ附録ノ定ムル所ニ依リ解舒格ヲ附ス

前項ノ格ノ等級ハ一等、二等、三等ノ順トス

第十四條 繭檢定所鑑定ヲ終リタルトキハ鑑定申請者及日本蠶糸統制株式會社ニ對シ第三號様式ニ依ル鑑定證ヲ交付ス

第十五條 鑑定申請者其ノ他鑑定ヲ受ケタル屑繭ニ付利害關係アル者ハ鑑定證ノ謄本ヲ交付ヲ請求スルコトヲ得

第十六條 鑑定供用繭ヲ鑑定ノ爲繰糸シテ得タル生糸(織度糸ヲ除ク)及其ノ殘繭ハ之ヲ還付ス但シ天災其ノ他已ムヲ得ザル事由アル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ還付ニ要スル費用ハ還付ヲ受クル者ノ負擔トス

附則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第一號様式

屑繭鑑定申請書

荷口番 (記)號	蠶期黃白別	乾繭程度	%
荷口屑繭重量		貫(匁)	
鑑定供用繭	採取場所		
	採取月日	月	日
	採取者	屑繭ノ賣渡 ヲ爲ス者	
	氏名印	屑繭ノ買入 ヲ爲ス者	

備考

上記ノ屑繭鑑定申請候也

年 月 日

住所

屑繭ノ賣渡ヲ爲ス者

名稱(氏名) ㊦

代表者氏名 ㊦

住所

屑繭ノ買入ヲ爲ス者

名稱(氏名) ㊦

代表者氏名 ㊦

繭檢定所長宛

00045

第二號樣式

申請者 名稱又 ハ氏名		荷口番 (記)號
屑繭ノ賣渡 ヲ爲ス者	屑繭ノ買入 ヲ爲ス者	號
市(郡) 町(村)		鑑定供用 屑繭數量
		貫
		匁

.....線.....取.....切.....

申請者 名稱又 ハ氏名		荷口番 (記)號
屑繭ノ賣渡 ヲ爲ス者	屑繭ノ買入 ヲ爲ス者	號
市(郡) 町(村)		鑑定供用 屑繭數量
		貫
		匁

00046

第三號樣式

屑繭鑑定證			
鑑定番號			
申請者名稱 (氏名)			
荷口番(記)號	黃白別蠶期		
荷口屑繭數量	貫(珎)		
生糸量歩合	%	解舒格	等
揚繭粒數	粒		
線糸量	匁		
備考			
年 月 日			

日本標準規格B五號

繭檢定所長 ㊤

(本證ノ文字ハ改竄セザルモノトス)

附錄

左表ニ依ル線糸量ノ該當格ヲ以テ其ノ荷口ノ解舒格トス

縦二〇〇纏 横一三五纏

線糸量(匁)	項 目	格
一五以上	一	等
一〇以上	二	等
一〇未満	三	等

00047

◆鳥取縣告示第三百六號

健康保險法施行規則第三十二條ニ依り交付シタル被保險者  
 證中左ノモノハ之ヲ無効トス

昭和十八年六月十一日

鳥取縣知事 土 肥 米 之

被保險者證 記號—番號	被保險者氏名	工場事業場又ハ事 務所所在地、名稱	無効トナリ タル年月日
一八	小谷 義子	鳥取市御弓町 有限責任鳥取購買 利用組合	一八、五、二五
六〇	石黒太郎次	鳥取市賀露町 株式會社鳥取造船 所	一八、五、二五
五	佐々木由子	鳥取市行徳 株式會社津山油槽 石油店	一八、五、一五
五一	福田 雋悅	米子市東町 日ノ丸自動車株式 會社米子支社	一八、五、二五
一二	塩谷 明嘉	西伯郡逢坂村 米子林材株式會社 下市工場	一八、五、二〇

00048

彙 報

菓工品を縣營検査に

四日 検査規則及  
手數料規則 を制定公布

縣では去る四日縣令第三十七號及び第三十八號を以て  
 「鳥取縣菓工品検査規則」及び「同手數料規則」を制定公布  
 した。

從來菓工品の検査は昭和九年十月より鳥取縣菓工品組合  
 が自治的に所屬組合員の生産する繩、蕙、吹に對して品質  
 並に規格の統一を圖るため検査を施行し、本縣菓工品の聲  
 價向上に亦増産に寄與するところ非常に多かつたが、大東  
 亞戰爭勃發以來菓工品は從來の農家の副業的立場から脱し  
 て軍需及び生産擴充資材として不可欠の重要資材となつ  
 た。特に梱包資材である鐵帶、釘、針金及び麻袋、ロープ  
 等が非常に窮屈になつた現在に於ては、軍需品及び生活必

需物資の輸送に必要な梱包が菓工品に依るの外はなくなつ  
 たのである。

其處で農林省に於ては昨年來生産の増強を圖ると共に菓  
 工品配給統制規則の公布、販賣價格の指定、品質規格の全  
 國的統一等の施策を講じ來つたので、本縣でも此の農林省  
 の方針に即應して菓工品の増産運動をなすと共に菓工品組  
 合を指定団体として検査せしめ全國的規格に即應するやう  
 應急の措置を講じ現在に至つたのであるが、決戦体制下戰  
 力増強のためには更に一段の増産を圖らねばならぬこと、  
 消費の偏在を防ぐこと、規格、品質に對しても尙ほ改善の  
 餘地があること、生産者の受檢の便利を圖ること等の必要  
 なるを認め、從來の組合検査を發展的解消せしめ本月四日  
 より縣營検査を施行することゝなつた。即ち本縣内に於て  
 生産せられた菓工品は本則に依り検査を受けたものでなけ  
 れば之を受渡し又は移出することが出来なくなつたのであ  
 る。此處に本規則の概要を記すと次の如くである。  
 本規則で受渡しと云ふのは賣買、交換、貸借、辨濟、贈

00049

與、擔保又は寄託等のため本縣内に於て授受することであり、移出と云ふのは縣外に搬出することである。併し

- 一 規格標準(省略)の一結束に満たない端量のもの
- 二 加工のため寄託せられるもの
- 三 學術研究又は試験の用に供せられるもの
- 四 展覽會、共進會又は品評會に出品せられるもの
- 五 徵發又は強制執行の目的物となつたもの及び國有に屬するもの
- 六 特別の事由に依つて検査を免除せられたものは検査を受けなくてもよいことになつてゐるが、此の中三と四の薬工品を移出し又は六の薬工品を受渡し若しくは移出せんとする者は届出人、受取人の住所氏名、種別、數量、年月日等を書いた荷札を附し所轄食糧検査所支所又は其の出張所に届出て検査免除印の押捺を受けねばならぬ。

検査は規格、品質及び乾度に付て行ふのであるが、検査済のものでも

- 一 結束若しくは梱包を毀損し又は改装したもの
- 二 検査等級の證印が不明確となつたもの、検査封緘紙及び票箋を毀損し又は亡失したもの
- 三 變質、毀損又は汚染し若しくは過度の湿度を含んだもの等は再検査を受けなければ之を受渡したり移出することは出来ないし、又此の検査を拒むことは出来ない。

此の外検査済薬工品の結束若しくは梱包を解装した時は直にその封緘紙及び票箋を破棄しなければならぬ。又運送業者運送取扱業者は検査を受けられないものを受渡し若しくは移出せんとする薬工品を運送し又は運送取扱ひをしてはならない。更に検査吏員とか警察官吏が本則に違反の事實があると認めて運搬停止、保管又は關係資料の提出を命じた時に之を拒むことは出来ない。

若し前述の規定に違反し、又は検査を免れるため若しくは検査を受けるに當つて不正の行爲をなし、或は濫りに検査済のもの、検査等級證印を隠蔽又は抹消し、濫りに検査済

00050

のもの、検査封緘紙及び票箋を隠蔽し又は破損したり不正に使用し、更に検査済のものに湿度を施し又は品位の異なるものを混入し若しくは減量したりすると五十圓以下の罰金、拘留又は科料に處せられるから注意を要する。

尙ほ検査手数料は一結束に付き繩が一錢、筵及び吠は一錢である。(農務課)

大豆其の他雜穀等の増産計畫

一大豆

昭和十八年度の本縣大豆生産割當數量は一萬五千七百七十石、作付反別は一千五百九十五町歩であつて、その郡市別増産計畫數量は次の通りである。

郡市名	生産自	作付	増産面積
	標數量	總面積	桑園麥跡耕地燒畑其他空 擴張開拓營團荒廢地ニ作 等ニ作付スルモ付スルモノ

郡市名	計	石	反	町
鳥取市	一一五	一一二五	四二	一五
米子市	四八七	三六九	一八二	三五
岩美郡	一、二五五	一、二二三	一七九	八〇
八頭郡	三、二七八	二、八三八	五八三	二八五
氣高郡	一、八四二	一、八九三	二四三	二八〇
東伯郡	三、二〇一	三、三八九	一、三五四	五五五
西伯郡	二、九三二	二、七三三	一、〇二七	一八〇
日野郡	二、六六〇	三、三八〇	二九七	七四〇
計	一五、七七〇	一五、九五〇	三、九〇七	二、二六〇

之を昨年の作付實績に比べると、面積に於て三百三十一町歩、數量に於て二千五百石の増加見込で、從來の如く畦畔、山間畑地、間作、端植等を奨励するは勿論、前表にあ

る如く桑園や麥の跡地とか焼畑、廢地の利用等を個人若しくは共同事業として特別の奨励を行ふことになつてゐる。なほ種子用大豆の政府斡旋は困難な實情にある爲、郡市農會等に於て極力斡旋して種子の確保に努める筈である。

二 玉蜀黍

食糧及び飼料として玉蜀黍は極めて、重要なばかりでなく、近年ブタノール原料として更に重要度が増加して居るのであるが、船舶其の他の關係から輸入が甚しく困難となり、その結果自然に食糧に供せられるべきものが、工業用又は飼料として轉用せられ、食糧不足に拍車を加へる状態にある。

よつて政府では本年より主要産地に對し生産割當を計畫せられてゐるのであるが、本縣は従來産額が寡少である爲割當を受けるに至つてゐないのである、しかし右の趣旨に鑑み、各位は可及的増産に努められたいのである。

三 蕎麥、粟、黍  
蕎麥、粟、黍等もそれ／＼食糧として極めて重要であるから、焼畑、切替畑、空地荒廢地の利用、輪作法の改善等によつて増産されるやう切望する次第である。

四 茶種

茶種は我が國食糧油脂資源の大宗として重要であるばかりでなく、戦時下作戦の進展と共に軍需用に缺くべからざる使命を有してゐて、これが増産の緊要度は倍加してゐるのであるが、國外よりの輸入は困難であるに拘らず内地生産の減少しようとする實情にあることは甚だ遺憾である。本縣は中國四國地方に於ける茶種の生産縣として特に政府より期待されてゐる次第であるから、本縣生産目標達成に努められたい。

昭和十八年六月十一日印刷  
昭和十八年六月十一日發行

鳥取縣鳥取市東町  
發行所 鳥取縣鳥取市吉方町  
鳥取縣鳥取市吉方町  
印刷所 (西島19) 前田印刷所